

中間市市民の生命を守る地域づくり条例の制定について

中間市では、先の6月中間市議会定例会において、中間市市民の生命を守る地域づくり条例を制定いたしました。

昨年7月29日に、市内の保育所の送迎バス内で起きた悲惨な事件は、生命の尊さについて、我々があらためて考える契機となりました。

この条例は、中間市に関わる全ての人々が主体となって、協働の原則にのっとり、市民の生命を守るための地域における結びつきを推進するとともに、生命の尊さについての認識を深めることで、市民が不条理に生命を落とすことが二度と発生しないようにすることを目指すものです。

市民の皆様におかれましては、ご自身やご自身以外の方について、支援が必要と思われた場合は、躊躇^{ちゅうちょ}することなく直ちに中間市にお知らせくださいますようお願いいたします。

中間市に関わる全ての人々の力で、市民の生命を守る地域づくりを推進していきましょう。

令和4年7月29日

中間市長 福田 健次